

工場立地法に基づく届出について

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として工場立地法が定められています。

工場立地法に基づき、一定規模以上の工場立地については届出が必要となります。

○届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所、太陽光発電所を除く）

規模：敷地面積9,000平方メートル以上 または 建築面積3,000平方メートル以上

○届出の対象となる行為

- ・ 特定工場新設、変更
- ・ 届出者の名称及び住所変更
- ・ 特定工場の譲渡または借り受け

※詳細及び届出書類は市ウェブサイトでご確認ください。

「工場立地法に基づく届出」

<https://www.city.iida.lg.jp/site/kougyou/rittitodoke.html>

問い合わせ先

工業課 企業立地係 電話 22-5644